

中国独占禁止法施行 10 年の回顧と展望

(上)

環球

中国法月報

2018 年 8 月号 独占禁止法 10 周年記念特集

■ 序文

■ 統計データにみる過去 10 年間の中国独占禁止法の実施状況

■ 過去 10 年間における中国独占禁止法分野の重要な出来事 (その 1)

■ 当所と吳理文法律事務所の統合に関するお知らせ

編集・発行：環球法律事務所 (GLOBAL LAW OFFICE)
日本業務チーム

www.glo.com.cn

北京
〒100025
北京市朝阳区建国路 81 号
華貿中心 1 号写字楼 15 階&20 階
Tel: (86 10) 6584 6688
Fax: (86 10) 6584 6666

上海
〒200021
上海市黄浦区湖濱路 150 号
企業天地 5 号楼 25 階&26 階
Tel: (86 21) 2310 8288
Fax: (86 21) 2310 8299

深セン
〒518048
深圳市福田区福華三路
卓越世紀中心 1 号楼 1501-1502
Tel: (86 755) 2380 7046
Fax: (86 755) 2380 7137



序文

中国の独占禁止法(以下、「独占禁止法」という)が2008年8月1日に施行されてから、今年8月で丁度10年になる。また、今年の「国務院機構改革」の一環として、国家市場監督管理総局が新たに設立され、商務部、国家発展改革委員会、国家工商行政管理総局に散在していた独占禁止法執行機能は、国家市場監督管理総局に統合された¹。

そこで、過去10年間の中国の独占禁止法制度の歩みを回顧し、また、将来の中国独占禁止法執行の展開を展望するために、本号から3回に分けて、「中国独占禁止法施行10年の回顧と展望——独占禁止法10周年記念特集」を掲載する。今回の特集(上)は、以下の2つの文章からなる。

1. 統計データにみる過去10年間の中国独占禁止法の実施状況
2. 過去10年間における中国独占禁止法分野の重要な出来事(その1)

本文に入る前に、まずは、独占禁止法施行10年来の進展と成果、並びに独占禁止法執行機関の改革を概観する。

I 独占禁止法施行10年来の進展と成果

独占禁止法が施行されてからの10年間に、中国は独占禁止法の分野で法律規則体系の構築、行政法執行、民事訴訟事件の審理、国際協力等の面で目覚ましい成果を収めた。具体的には次のとおりである。

1. 中国は独占禁止法を主体とし、比較的整備された中国の特色を持つ独占禁止法の法律規則体系を構築し、法律の有効な実施と法に

基づく行政に、制度による保障を提供した。過去10年間に、国務院は行政法規を1件、3つの独占禁止法執行機関は「事業者結合審査弁法」、「価格独占禁止規定」、「独占協定行為の禁止規定」等の部門規則を12件、規範的文書を3部、ガイドライン及び指導意見を10部公布した。このほか、国務院独占禁止委員会²は「関連市場の定義に係る指南」を公布し、「知的財産権分野の独占禁止に係る指南」等のガイドライン4部の起草を完了した³。

2. 独占禁止法執行機関は絶えず独占禁止法執行を強化し、公正な競争を促進する市場環境の構築に努力し続けている。自動車船国際海運企業による独占協定事件、日系自動車部品企業12社による独占協定事件等163件の独占協定事件、クアルコム社事件、テトラパック社事件等54件の市場支配的地位の濫用事件を取り締まり、その累計課徴金金額は110億人民元(約1,780億日本円)を超えた。また、事業者結合案件2,283件の審査を完了し、その取引総額は40兆人民元(約650兆日本円)を超えた。さらに、コカ・コーラ社による匯源社の買収案件、A.P.モラー・マースク、MSC、CMA CGMによるネットワークセンター設立案件を法に基づいて禁止し、ダウ・ケミカル社とデュポン社の合併等36件の事業者結合を条件付きで認可した。そして、12の省における「新居配」⁴事件等183件の行政権を濫用し競争を排除・制限した事件を取り締まった。このほか、「放管服」⁵の改革上の要求に従い、独占禁止法執行機関は各種措置を講じて法執行効率の向上に努めた。事業者結合に関する法執行を例にすると、現

¹ 8月9日、いわゆる国家市場監督管理総局の「三定方案」—「国家市場監督管理総局の職能配置、内設機関及び人員配置に関する規定」とされる文書がインターネットに出回った。しかし、同局は、現時点までに、「三定方案」を正式に公表していない。筆者が把握している情報による限り、同局は、独占禁止局を一つの独立した内設機関とする予定であり、現在は、独占禁止局内の組織構成、職能と人員の配置について検討・議論を重ねている最中であると思われる、間もなく決定される見込みである。

² 国務院独占禁止委員会は、その性質上、国務院の議

事・調整機関の一つである。

³ 第7回中国競争政策フォーラムにおける国家市場監督管理総局副局長甘霖の講話、搜狐新聞、2018年8月1日、http://www.sohu.com/a/244614582_699049、2018年8月22日最終閲覧。

⁴ 「新居配」とは、新設の住宅団地の給電・配電施設を指す。

⁵ 「放管服」とは、行政簡素化と権限委譲、権限委譲と管理の両立、サービスの向上を指す。

在では、簡易案件であれば基本的に初期審査段階(立件からの30日間)において審査が完了されるようになっており、案件の審査が初期審査段階で完了する比率は2008年度比で85%以上も上昇し、2017年度の案件が審査完了までに要する平均時間は2013年度比で50%以上も短縮された⁶。

3. 独占禁止法の施行から2017年年末までに、全国の裁判所において審理された独占禁止法に係る民事訴訟の一審事件はおよそ700件存在し、そのうち630件の審理が完了された。事件数は増加する傾向にあり、同様に、事件の多様化、影響力の高まりといった傾向も見られる⁷。
4. 中国は絶えず世界経済との深い融合の流れに適応し、競争政策及び独占禁止法執行に関する国際交流・協力を深く展開している。独占禁止法執行機関はアメリカ、EU、オーストラリア等28の国・地域の法執行機関と、55件の競争政策及び独占禁止法執行における協力に関する協定書を締結した。また、中国—スイス間等8の自由貿易協定において、競争政策及び独占禁止法執行における協力に関する特別規則を設け、複数の自由貿易協定における競争政策についての交渉を実質的に完了した。さらに、競争分野における制度への発言権を積極的に強化し、BRICS等の競争における協力の展開を推進した⁸。

II 独占禁止法執行機関改革の内容とその意義

2018年3月、中国は「国務院機構改革」を行った。その機構改革方案には、独占禁止法執行機関の統合を行い、独占禁止法執行の職能を新たに設立される国家市場監督管理総局に統合するという内容が盛り込まれていた。2018年3月21

日、国家市場監督管理総局が正式に設立された。

今回の機構改革以前には、国務院独占禁止委員会の計画、調整、指導の下で、商務部(独占禁止局)、国家発展改革委員会(価格監督検査及び独占禁止局)及び国家工商行政管理総局(独占禁止法及び不正競争防止法執行局)がそれぞれに係る独占禁止法執行業務を分担していた。

機関	担当業務
商務部	事業者結合行為への独占禁止審査(法に従い事業者結合申告を行わない事件の取締りを含む)
国家発展改革委員会	価格に関わる①独占協定、②市場支配的地位の濫用及び③行政権力の濫用による競争の排除・制限行為の取締り
国家工商行政管理総局	価格に関わらない①独占協定、②市場支配的地位の濫用及び③行政権力の濫用による競争の排除・制限行為の取締り

今回の機構改革を経て、商務部の事業者結合審査機能及び同部の国務院独占禁止委員会の弁公室としての機能、国家発展改革委員会が担当していた価格監督検査及び独占禁止法執行機能、並びに国家工商行政管理総局の独占禁止法執行機能が国家市場監督管理総局に統合されることとなった。

今回の機構改革により独占禁止法執行の機能が統合されたことで、中国独占禁止法施行以来10年近くにわたり続いてきた、独占禁止法執行の「三本柱」がそれぞれ業務を行うという局面は終焉を迎え、国家市場監督管理総局の下で「三者合一」がなされることになった。これにより、独占禁止法執行の効率が向上し、能力が強化されることが見込まれる。長期的な視点から見れば、今回の機構改革は市場における公正な競争の保護、経済運営効率の向上、消費者利益及び社会公共利益の保護、並びに社会主義市場経済の健全で秩序ある発展において重要な役割を果たすことになるだろう。

⁶ 「第7回中国競争政策フォーラムにおける国家市場監督管理総局副局長甘霖の講話」、前掲2。

⁷ 朱理「民事訴訟は既に中国独占禁止業務の重要な構成部分になっている」、法制網、2018年8月3日、http://www.legaldaily.com.cn/zt/content/2018-08/03/content_7609951.htm?node=92192、2018年8月22

日最終閲覧。

⁸ 張茅「公正な競争を保護し社会主義市場経済の健全な発展を促進する」国家市場監督管理総局公式ウェブサイト、2018年8月1日、http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/zj/201808/t20180801_275354.html、2018年8月22日最終閲覧。



統計データにみる

過去 10 年間の中国独占禁止法の実施状況

I はじめに

中国の独占禁止法が施行されたばかりの時期、独占禁止法執行活動や独占禁止法に係る民事訴訟は、それほど多くなかったが、その後は活発に行われるようになった。現在では、中国は、既にEU、米国と並ぶ、三大独占禁止司法管轄区域の一つとなっていると言われ、独占禁止法に係る民事訴訟件数も大きく増加した。

前述のとおり、今年の国務院機構改革の一環として、独占禁止法執行機能が、従来の三つの独占禁止法執行機関から、新たに設立された国家市場監督管理総局に統合された。当初、同局局内の組織構成や各部署の職責、人員配置等が正式に確定されていなかったことから、暫くは独占禁止調査を新たに発動することはないと思われていたが、実際には、同局は、違法な未申告事業者結合に対する取締り、カルテル調査、市場支配的地位の濫用調査等を含め、独占禁止法執行活動を活発に展開している。

以上のように、中国の独占禁止法執行や独占禁止法に係る民事訴訟がよく行われているため、中国市場に進出する外資系企業にとって、独占禁止法は、コンプライアンス経営の上で、極めて重要な法分野となっている。

そこで、本稿では、過去 10 年間の中国独占禁止法の実施状況に関する統計データ、とりわけ、その推移状況を概観する。ささやかながら、ご参考になれば幸いである。なお、本稿における統計データは、当所が公開情報に基づき整理したものであり、完全性や正確性には不備がある可能性があることについて、ご理解、ご了承されたい。

II 事業者結合

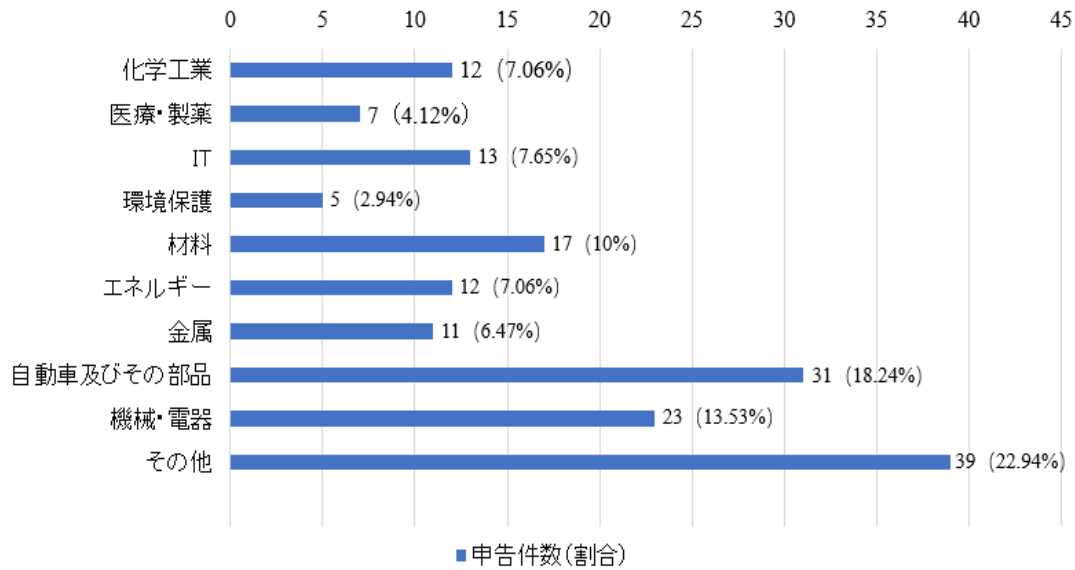
1. 審査が終了した申告案件の概況

(1) 認可された事業者結合申告及び日系企業関連申告の基本状況の年度別統計(2008.08.01-2018.06.30)

期間	認可件数	日系企業関連 (割合)	無条件認可		条件付認可	
			件数	日系企業関連 (割合)	件数	日系企業関連 (割合)
2008.08.01-2012 年	533	141(26.5%)	517	138(26.7%)	16	3(18.8%)
2013 年	215	80(37.2%)	211	79(37.4%)	4	1(25%)
2014 年	240	62(25.8%)	236	61(25.9%)	4	1(25%)
2015 年	314	74(23.6%)	312	74(23.7%)	2	0
2016 年	353	57(16.2%)	351	57(16.2%)	2	0
2017 年	332	75(22.6%)	325	75(23.1%)	7	0
2018 上半期 ¹	191	38(19.9%)	190	38(20%)	1	0
合計(割合)	2,178	527(24.2%)	2,142	522(24.4%)	36	5(13.9%)

¹ 2018 年 7 月 25 日、国家市場監督管理総局がその公式ウェブサイト、1 件の条件付認可案件を公表した。

(2) 日系企業による申告の取引分野別統計(2016.01.01-2018.06.30)



2. 簡易手続の適用状況²

(1) 簡易手続が適用された申告件数の年度別統計(2014.05.22-2018.06.30)

公示時期	認可総件数	簡易手続公示件数	認可案件に占める簡易手続の割合	日系企業関連の簡易手続公示件数	簡易手続に占める日系企業関連の割合
2014年	240	78	35.0%	25	32.1%
2015年	314	253	82.2%	68	26.9%
2016年	353	270	76.5%	56	20.7%
2017年	332	269	81.0%	65	24.2%
2018年上半期	191	168	88.0%	29	17.3%
合計	1430	1038	72.6%	243	23.4%

(2) 簡易手続適用を申請できる6つの理由が選択された回数の統計(2014.05.22-2018.06.30)

理由1: 結合に参加する全ての事業者の同一関連市場におけるシェア合計が15%を下回ること

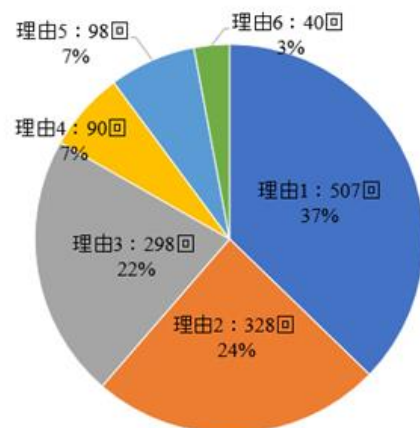
理由2: 結合に参加する事業者が川上川下関係にあり、川上、川下の市場におけるシェアがいずれも25%を下回ること

理由3: 結合に参加する事業者が同一関連市場及び川上川下関係になく、取引に関連するそれぞれの市場におけるシェアがいずれも25%を下回ること

理由4: 結合に参加する事業者が中国国外で合併会社を設立し、その合併会社が中国国内で経済活動を行わないこと

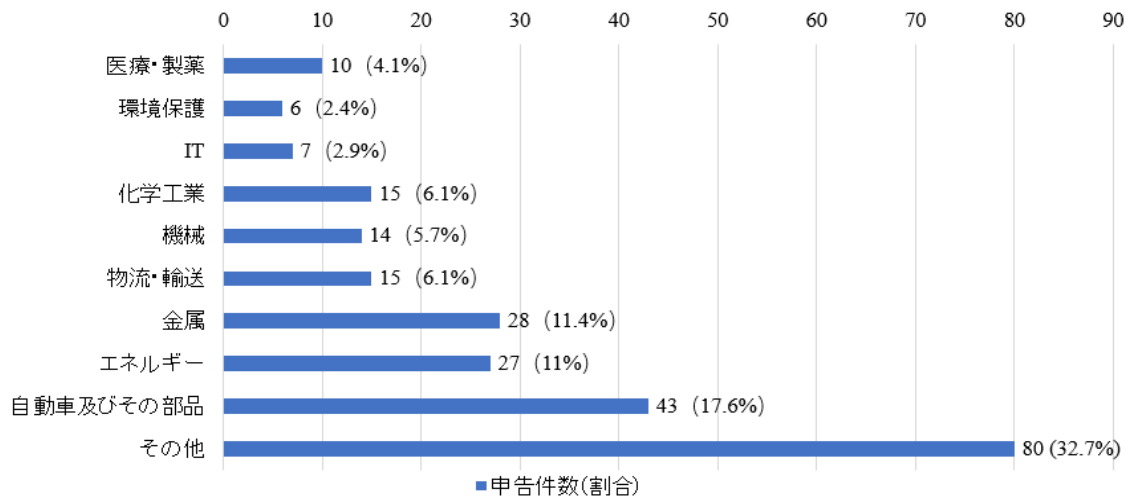
理由5: 結合に参加する事業者が外国企業の持分又は資産を買収し、その外国企業が中国国内で経済活動を行わないこと

理由6: 2つ以上の事業者が共同で支配する合併会社が、結合によりそのうちの1つ又は1つ以上の事業者に支配されること

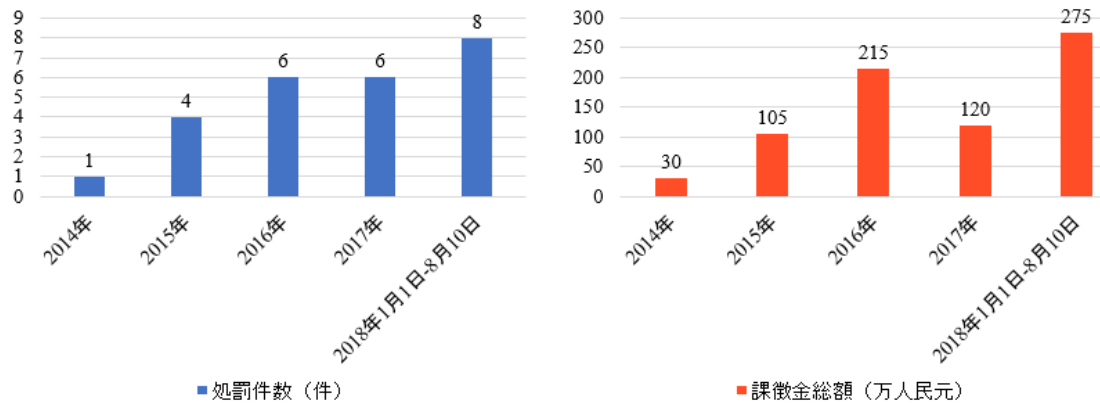


² 旧商務部独占禁止局は、2014年5月22日より事業者結合簡易案件を公示していた。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201405/20140500598547.shtml>

(3) 日系企業による簡易手続申告の取引分野別統計(2014.05.22-2018.06.30)



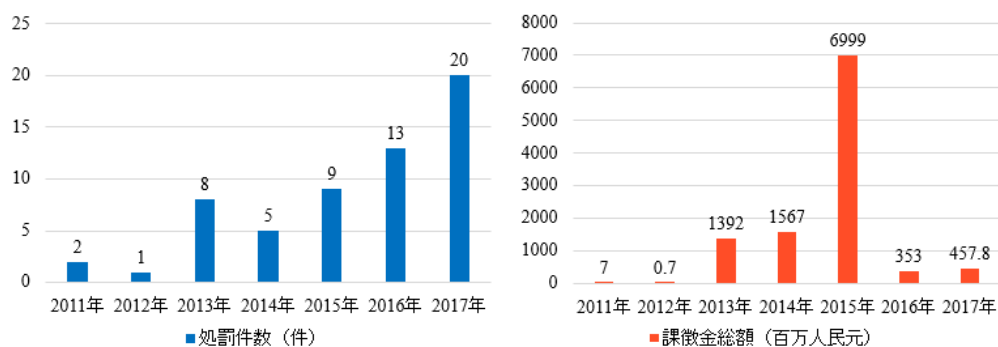
3. 事業者結合の違法な未申告事件の処罰状況(2014.01.01-2018.08.10)



上記 25 件のうち、当局が公表した処罰決定書において、調査の端緒が第三者による告発であると明確に言及された事件は、4 件である。

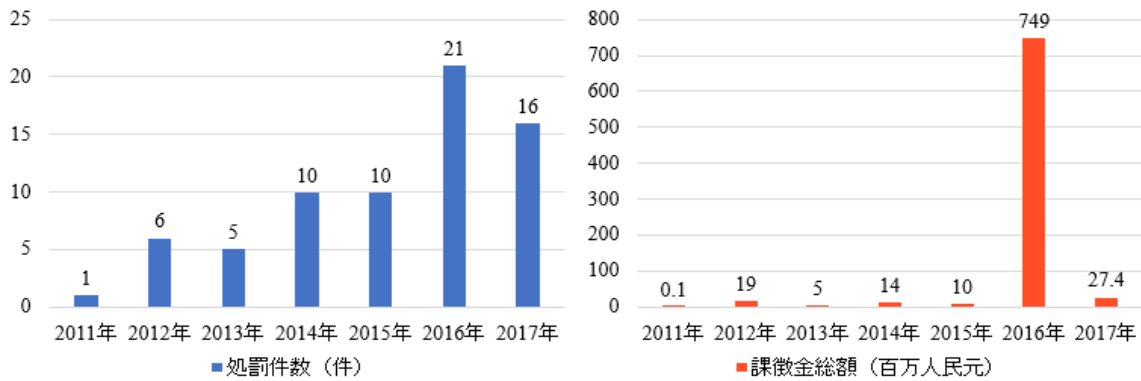
III 独占禁止法に係る行政調査³

1. 国家发展改革委员会 (NDRC) による処罰決定の状況 (省レベルの処罰事件の一部を含む) (2011-2017)



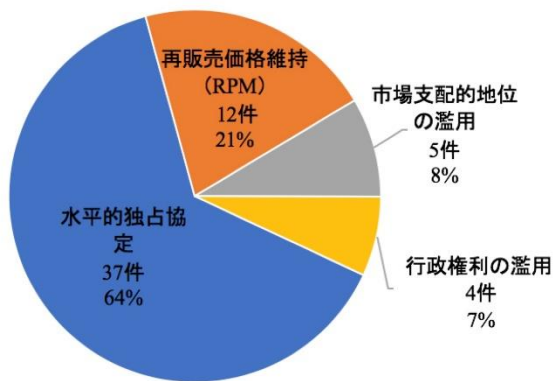
³ 広義的にいえば、事業者結合の違法な未申告事件に対する行政調査も、独占禁止法に係る行政調査に該当するものの、本稿にいう「独占禁止法に係る行政調査」とは、専ら独占協定、市場支配的地位の濫用行為、及び行政権の濫用に対する行政処罰を指す。

2. 国家工商行政管理総局 (SAIC) による処罰決定の状況 (省レベルの処罰事件の一部を含む) (2011-2017)

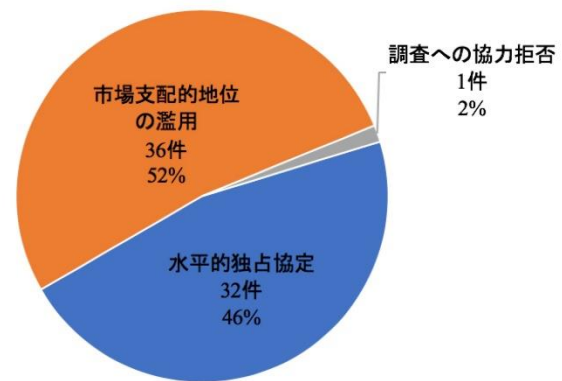


3. NDRC 及び SAIC による処罰決定が下された違法行為の類型別統計 (2011-2017)

NDRCによる処罰決定が下された違法行為の類型 (2011年-2017年)



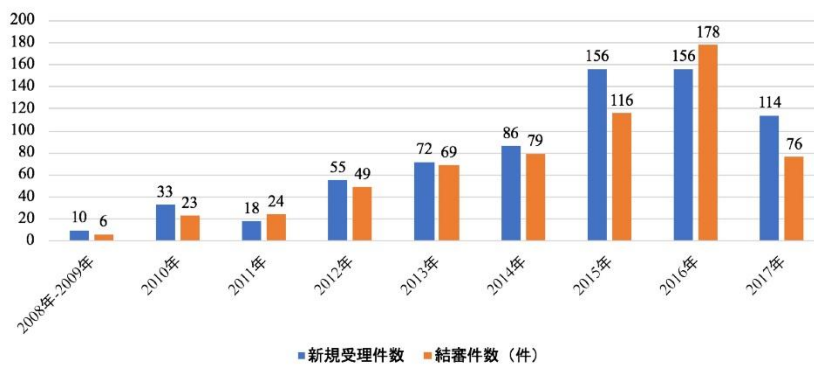
SAICによる処罰決定が下された違法行為の類型 (2011年-2017年)



4. 国家市場監督管理総局 (SAMR) による処罰決定の状況 (2018)

SAMR は、その設立以来、既に独占行為に関する行政処罰決定を 9 件公表しており、そのうちの 6 件は、SAMR が下したものである。

IV 独占禁止法に係る民事訴訟件数 (2009-2017)



過去 10 年間における中国独占禁止法分野の重要な出来事 (その1)

中国の独占禁止法施行10周年を記念するために、10年来の中国独占禁止法分野を振り返り、その中から重要出来事・事件を選出する活動が活発に行われている。そのうち、特に大きな関心を集めたのは、国務院独占禁止委員会が公表した「影響力のある独占禁止法執行事件」、並びに中国政法大学競争法研究センターと法制網が共同で公表した「独占禁止法に関する十大出来事」「十大独占禁止行政法執行事件」「十大独占禁止司法事件」(以下、「三つの十大出来事」という)である。これらの出来事・事件は、過去10年間の中国独占禁止法の歩みを理解するうえで非常に貴重な資料になると思われるので、本号と次号の2回に分けて、これらの出来事・事件の概要を紹介する。

本号では、まず、上記2つの選出活動で選出された出来事・事件リストを紹介したうえで、そのうちの独占禁止行政法執行事件を解説する。次号では、「三つの十大出来事」のうちの「十大独占禁止司法事件」を解説するものとする。

I 出来事・事件のリスト

1. 国務院独占禁止委員会が公表した「影響力のある独占禁止法執行事件」(解説は下記IIを参照されたい)

(1)	クアルコム社による市場支配的地位の濫用事件
(2)	テトラパック社による市場支配的地位の濫用事件
(3)	ダウ・ケミカル社とデュポン社による合併に関する条件付き認可事件
(4)	「新居配」の建設における12の省の関連政府部門の行政権力濫用による競争の排除・制限事件
(5)	日本企業12社による自動車部品の水平的価格独占協定事件
(6)	A.P.モラー・マースク、MSC、CMA CGMによるネットワークセンター設立に関する事業者結合禁止事件
(7)	安徽信雅達等の暗証番号入力機器企業3社による独占協定事件
(8)	米コカ・コーラ社による中国国内における中国匯源果汁集团有限公司の買収に関する事業者結合禁止事件
(9)	上海港、天津港、大連港等のターミナル会社による市場支配的地位の濫用事件
(10)	重慶青陽薬業有限公司の市場支配的地位の濫用による取引拒絶事件

2. 中国政法大学競争法研究センターと法制網が共同で公表した「三つの十大出来事」

(1)	独占禁止法に関する十大出来事
①	「価格メカニズム改革の推進に係る中国共産党中央委員会と国務院の若干の意見」により、初めて「競争政策の基礎的地位の段階的確立」が明確に提起されたこと
②	中国共産党中央委員会の「党及び国家機構改革の深化に係る方案」により、独占禁止法執行機能の新設された国家市場監督管理総局への統合が明確にされたこと
③	国により公平競争審査制度が構築され、その実施が推進されていること
④	全国人民代表大会常務委員会により不正競争防止法の改定が行われ、独占禁止法との関係が明確にされ、中国の競争法システムがより整ったものになったこと

⑤	最高人民法院により、「独占行為により生じた民事紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定」が公布・施行されたこと
⑥	国務院独占禁止委員会により、初の独占禁止ガイドラインとなる「関連市場の画定に関する国務院独占禁止委員会の指南」が制定・公布されたこと
⑦	中国共産党第19回全国代表大会報告書において、「行政的独占を打破し、市場独占を防止する」との提起がなされ、独占禁止業務の使命及び方向性が明らかになったこと
⑧	独占禁止法執行機関により一連の法執行規則の制定が推進され、独占禁止制度システムの整備が逐次進められていること
⑨	独占禁止法執行情報の公開メカニズムが構築され、絶えず整備されていること
⑩	上海市物価局により、「中国(上海)自由貿易区における中小企業の独占禁止協定の免除に関する指導意見(試行版)」が公布されたこと

(2) 十大独占禁止行政法執行事件(解説は下記IIを参照されたい)

①	クアルコム社による市場支配的地位の濫用事件
②	テトラパック社による市場支配的地位の濫用事件
③	米コカ・コーラ社による中国国内における中国匯源果汁集团有限公司の買収に関する事業者結合禁止事件
④	茅台、五糧液による価格独占事件
⑤	国家市場監督管理総局により、内モンゴル自治区公安厅に対し行政的独占の是正が勧告された事件
⑥	A.P.モラー・マースク、MSC、CMA CGMによるネットワークセンター設立に関する事業者結合禁止事件
⑦	エスタゾラム医薬品独占協定事件
⑧	中国電信、中国聯通によるブロードバンド業務に対し、価格独占の容疑がかけられた事件
⑨	中国移动通信集団内モンゴル有限公司に対し、市場支配的地位の濫用の容疑がかけられた事件
⑩	メドトロニック社による価格独占事件

(3) 十大独占禁止司法事件(次号で解説する予定である)

①	北京奇虎科技有限公司と騰訊科技(深セン)有限公司、深セン市騰訊計算機系統有限公司の市場支配的地位の濫用に係る紛争事件
②	北京銳邦涌和科貿有限公司と強生(中国)医療器械有限公司の垂直的独占協定に係る紛争事件
③	海南省物価局と海南裕泰科技飼料有限公司の独占禁止行政処罰に対する司法審査に係る事件
④	唐山市人人信息服務有限公司が北京百度網訊科技有限公司を市場支配的地位の濫用に当たるとして訴訟を提起した事件
⑤	華為技術有限公司とIDC社の市場支配的地位の濫用に係る紛争事件
⑥	吳小秦と陝西広電網絡伝媒(集団)股份有限公司の抱き合わせ販売に係る紛争事件
⑦	上海海基業高科技有限公司等が安徽省工商行政管理局の独占禁止行政処罰に対し、司法審査を申し立てた事件
⑧	深セン市斯維爾科技有限公司が広東省教育庁を行政独占に当たるとして訴えた事件
⑨	上海日進電気有限公司が上海青英自動化設備有限公司、温州市銘達自動化系統有限公司、松下電器(中国)有限公司を独占に当たるとして訴訟を提起した紛争事件
⑩	雲南盈鼎生物能源股份有限公司と中国石化銷售有限公司雲南石油分公司、中国石油化工股份有限公司の取引拒絶に係る紛争事件

II 独占禁止行政法執行事件の解説

1. 中国政法大学競争法研究センターと法制網が共同で公表した「十大独占禁止行政法執行事件」¹

(1) クアルコム社による市場支配的地位の濫用事件

事件時期:2015 年

処理機関:国家発展改革委員会

事件類別:独占禁止行政法執行、市場支配的地位の濫用、不当な高価格販売/抱き合わせ販売/不正な取引条件の付加

事件出所:国家発展改革委員会行政処罰決定書[2015]1 号

■ 事件概要:

クアルコム社は、無線標準必須特許ライセンス市場及びベースバンドチップ市場において市場支配的地位を占め、当該会社による市場支配的地位の濫用行為は以下のいくつかの方面に及んだ。

(ア)クアルコム社とライセンサーとの間で締結された特許ライセンス契約には、期限切れの特許が含まれ、クアルコム社はライセンサーに特許リストを提供せず、かつライセンサーとの長期または無期限のライセンス契約においても同一の特許ライセンス料基準を定めていた。クアルコム社の期限切れ標準必須特許は外部ライセンス特許ポートフォリオに含まれており、ライセンサーはクアルコム社の期限切れ特許に対するライセンス料の支払いを避けるための公正な交渉の機会を得ることができなかった。また、クアルコム社は無線標準必須特許ライセンスにおいて、一部のライセンサーに対し、保有する関連の非無線標準必須特許のライセンスについて、当事者へのライセンスを強要し、無料で逆方向のライセンスを強要し、クアルコム社及びクアルコム社の顧客に対し、関連する特許権について権利を主張したり、訴訟を提起しないよう要求していた。さらに、クアルコム社は、いくらかの無線標準必須特許ライセンス交渉において、ライセンサーの特許の価値を実質的に考慮し評価することなく、ライセンサーに逆方向の特許ライセンスの合理的な対価を支払うことを拒否していた。

(イ)クアルコム社は、特許ライセンスを行う際に、無線標準必須特許と非無線標準必須特許を区別せず、ライセンサーに特許リストを提供せず、単一のライセンス料金を設定し、かつ抱き合わせ特許ライセンスを実施し、保有する非無線標準必須特許と抱き合わせてライセンスを行っていた。

(ウ)クアルコム社は、特許ライセンス契約を締結し、これに不満を訴えないことを、ライセンサーが当事者のベースバンドチップを取得するための条件としていた。潜在的ライセンサーが、合理的でないライセンス条件を含む特許ライセンス契約をクアルコム社と締結しなかった場合、クアルコム社は、当該潜在的ライセンサーとベースバンドチップ販売契約を締結すること、ベースバンドチップを供給することを拒否していた。クアルコム社と特許ライセンス契約を締結したライセンサーが特許ライセンス契約に異議を申し立て、訴訟を提起した場合、クアルコム社はライセンサーへのベースバンドチップの供給を停止していた。

¹ 中国政法大学競争法研究センターのご厚意により、同センターが「三つの十大出来事」の候補リストを公表した際に発表した各出来事の概要や推薦意見等を日本語で掲載しています。

国家發展改革委員會は、上記の行為が「独占禁止法」第十七条の「市場支配的地位を持つ事業者が、不当な高価格を課し、正当な理由なく商品を抱き合わせて販売し、不公正な条件を取引に付加することを禁止する」規定に違反していると判断し、クアルコム社に濫用行為を差止め、かつ 2013 年度の売上高の 8%、計 60.88 億人民元の課徴金を納付するよう命じた。

■ 推薦意見:

本件は、中国独占禁止法施行以来、最高額の課徴金が課せられた事件である。独占禁止調査の範囲の継続的な拡大は、中国の独占禁止体制がニュー・ノーマルに突入したことを示している。本件では処罰された企業に一定の圧力がかけられただけでなく、同業界の他企業に対し、「課徴金を課すことは企業の独占行為の差止に効果的である」と暗に警告が発せられた。

(2) テトラパック社による市場支配的地位の濫用事件

事件時期:2016 年

処理機関:国家工商行政管理総局

事件類別:独占禁止行政法執行、市場支配的地位の濫用、抱き合わせ販売/取引制限/ロイヤルティ・ディスカウント

事件出所:競争法執行公告 2016 年 10 号

■ 事件概要:

国家工商行政管理総局は、2012 年 1 月にテトラパック社を市場支配的地位の濫用の容疑で立件し、調査を開始した。

関連市場の認定の段階で、国家工商行政管理総局は、商品の特徴、用途、価格等から需要代替性分析及び供給代替性分析を行い、本件に係る関連市場を、紙基材無菌包装設備市場(「設備市場」)、紙基材無菌包装設備技術サービス市場(「技術サービス市場」)及び、紙基材無菌包装材料市場(「包装材料市場」)の 3 市場であると認定した。

国家工商行政管理総局は、テトラパック社は 3 市場のすべてにおいて支配的地位を有しており、2009 年～2013 年にかけて、テトラパック社は設備の販売・賃貸時に、顧客に対しテトラパック社の包材、あるいは「テトラパック社の認可した」又は「同等品質の」又は「最低規格基準に合致する」包材を使用するよう求めていたとの見解を示した。このほか、テトラパック社は、技術サービスにおいても、テトラパック社が設備の稼働に保証を提供する前提条件として、顧客にテトラパック社が提供する包材の使用を迫っていたとみなした。同局は、これらに基づき、テトラパック社は事実上その設備、技術サービス市場における支配的地位を利用し、ユーザーによる包材の使用に制限及び影響を及ぼし、包材市場の競争を損なったと認定した。

したがって、上述のテトラパック社による抱き合わせ販売行為は独占禁止法第十七条第一項第(五)号に規定する「正当な理由がないにもかかわらず、商品を抱き合わせて販売する、又は取引時に不公正な取引条件を付加する」という違法行為に該当する。

また、テトラパック社は、2009 年より紅塔仁恒紙業有限公司（以下、「紅塔社」という）と液体食品用紙基材無菌包材の原紙材料である「牛底紙」の「共同開発」を始め、紅塔社に対し、如何なる第三者にもテトラパック社の技術方法を使用して生産された商品を提供しないよう求めていた。国家工商行政管理総局は調査の結果、紅塔社が「牛底紙」の生産に係る特許を有しており、かつテトラパック社が紅塔社に対し使用を制限していた技術情報は、テトラパック社が専有するものではないと判断した。したがって、テトラパック社が専有するわけではない技術情報の使用に対する制限は、実際には紅塔社が第三者へ「牛底紙」に提供することを制限していたことになる。つまり、テトラパック社の紅塔社に対する、その他の包材生産企業との提携、及び非専有技術情報の使用の制限は、事実上、包材市場の競争を排除・制限するものだったのである。以上に基づき、国家工商行政管理総局はテトラパック社が独占禁止法第十七条第一項第（四）号に規定する「正当な理由がないにもかかわらず、取引相手に対し、自身とのみ取引を行う、又は自身が指定する経営者とのみ取引を行うよう制限する」という違法行為に該当すると判断した。

さらに、テトラパック社は 2009 年～2013 年にかけて、包材業務において遡及的累計販売量ディスカウント及びパーソナライズ購入量目標ディスカウントの二種のロイヤルティ・ディスカウントを実施していた。国家工商行政管理総局は、ロイヤルティ・ディスカウントはロイヤルティ（特定のものへの忠誠、愛着）を誘導する効果を有するとともに、特定の市場条件も踏まえ、明らかな競争阻害効果をも有するものであるとみなした。そして、当該行為はテトラパック社の競合相手に対し、競争のためより高いディスカウント率を設定しテトラパック社の価格と釣り合わせることを強いるものであるため、競合相手の競争への参入難易度を引き上げ、競合相手を封じ込め、市場競争を排除・制限したとして、独占禁止法第十七条第一項第（七）号に規定する「その他の市場支配的地位を濫用する行為」に該当するものだと認定した。最終的に、国家工商行政管理総局はテトラパック社に対し違法行為の差止を命じ、かつテトラパック社の中国大陸関連商品市場における 2011 年度の売上高の 7%、合計 667,724,176.88 人民元の課徴金の納付を命じる処罰決定を下した。

■ 推薦意見:

国家工商行政管理総局の処罰決定書では、テトラパック社の市場状態及び独占行為に対し、非常に詳細な分析が行われた。本件に対しては専門技術、経済学、法律等の観点から多角的に研究・論証が行われ、法執行機関の厳正かつ真摯な事件処理に対する姿勢が際立った形となった。このほか、国家工商行政管理総局が初めて「ロイヤルティ・ディスカウント」を独占禁止法第十七条第一項第（七）号に規定する「国务院独占禁止法執行機関が認定するその他の市場支配的地位を濫用する行為」とみなして規制を行ったことは、実務において非常に重要な意義を持つものであり、企業コンプライアンスに対しても新たな挑戦及び要求を示すものであった。

(3) 米コカ・コーラ社による中国国内における中国匯源果汁集团有限公司の買収に関する事業者結合禁止事件

事件時期:2008 年

処理機関:商務部

事件類別:独占禁止行政法執行、水平的/混合的結合

事件出所:商務部公告[2009]第 22 号

■ 事件概要:

米コカ・コーラ社(以下、「コカ・コーラ社」という)は世界最大の飲料会社であり、200 か国において炭酸水、スポーツ飲料、乳飲料、ジュース、茶及びコーヒーを含め 160 種の飲料ブランドを有し、同時に世界最大のジュース販売会社でもある。一方、中国匯源果汁集团有限公司(以下、「匯源果汁集団」という)は、ジュース製品、濃縮ジュース及びジャムの製造・販売を主たる業務内容とする会社である。2008 年 9 月 3 日、コカ・コーラ社は匯源果汁集団の買収を計画していることを発表した。商務部は 2008 年 9 月 18 日に本件に関する事業者結合独占禁止申告を受け、2009 年 3 月 18 日に当該事業者結合の禁止を決定した。

商務部は、市場支配的地位の拡張、消費者利益に与えた損害、市場コントロール能力の強化、市場参入障壁の強化、独自のイノベーション能力の抑制、競争構造の破壊、及び業界の持続可能な発展の阻害等の状況を踏まえ、当該事業者結合がジュース市場において競争を排除・制限する効果を有していると判断した。これと同時に、商務部はコカ・コーラ社と制限性条件の付加について協議を行った。しかし、コカ・コーラ社は、規定の時間内に競争への悪影響を減少させる実行可能な救済方法を提示しなかった。そのため、商務部は、当該事業者結合の禁止を決定した。

■ 推薦意見:

本件は、中国の独占禁止法の実施以来初となる商務部により事業者結合が禁止された事件であり、論争の絶えない「てこ理論」の運用にも触れられた。

(4) 茅台、五糧液による価格独占事件

事件時期:2013 年

処理機関:貴州省發展改革委員会、四川省發展改革委員会

事件類別:独占禁止行政法執行、垂直的独占協定/最低再販売価格の拘束

事件出所:「發展改革委員会の茅台及び五糧液の垂直的価格独占に対する処罰決定全文」

(<http://www.legalservice.cn>)

■ 事件概要:

2013 年 1 月、貴州茅台酒股份有限公司(以下、「茅台」という)及び四川省宜賓五糧液集团有限公司(以下、「五糧液」という)は前後して独占禁止法執行機関の調査を受けた。両者には白酒(パイチュウ)の販売過程において、販売取次店と「第三者へ再販売する商品の最低価格を限定する」との独占協定を締結・実施した事実が存在する。2012 年 4 月に国が公金でハイエンドの白酒を購入することを禁止してから、茅台及び五糧液を代表とするハイエンドの白酒の生産業者は、価格を安定させるため、前後して販売取次店を集めて会議を開催し、ハイエンドの白酒の再販売価格を各々が指定した基準を下回らせないよう要求した。

同年 12 月、茅台は販売取次店に向け、自らが指定する製品の「最低限価格」を通告し、さらに 12 の省、区、市の「規則に反して」値下げを行い製品を販売した販売取次店に対し処罰を下した。これと同時に、五糧液も 11 の省、市の「低価格で、複数の地域に跨り、複数の販売ルートに跨るという約款違反の販売を行った」販売取次店 14 社に対し罰金通知書を発行した。

法執行機関は、茅台及び五糧液の行為が独占禁止法第十四条の規定に違反し、「第三者へ再販売する商品の最低価格を限定する」独占協定の締結・実施に該当すると判断し、同一ブランド内の各販売取次店間における競争を排除・制限するだけでなく、白酒業界の異なるブランド間における競争をも排除・制限し、同時に消費者の選択を著しく制約し、消費者の利益を損なったとした。以上の違法事実に基づき、法執行機関は独占禁止法第四十六条の規定に従い、また茅台及び五糧液が独占調査を受けた後、法に従い積極的に是正を行った(茅台及び五糧液は以前関係販売取次店に対して下した「約款違反処罰」を撤回した)という実際の状況に鑑み、2社に対する処罰を軽減し、ともに前年度の売上高の1%、それぞれ合計 2.47 億人民元、2.02 億人民元の課徴金を納付するよう命じた。

■ 推薦意見:

本件は中国独占禁止法施行以来、初となる垂直的価格制限(再販売価格の拘束)に係る独占禁止行政法執行事件である。

(5) 国家市場監督管理総局により、内モンゴル自治区公安厅に対し行政的独占の是正が勧告された事件

事件時期:2016 年

処理機関:国家市場監督管理総局

事件類別:行政権力による独占

事件出所:国家市場監督管理総局[2018]412 号函

■ 事件概要:

2013 年 4 月 23 日、内モンゴル自治区の公安厅は、「全区印章治安管理情報システムの統合及びネットワーク接続並びに新型偽造防止印章の使用の普及についての実施方案」(内公弁[2013]60 号、以下、「60 号文」という)を配布し、内モンゴル恭安金豊網絡印章科技有限責任公司(以下、「金豊社」という)を指定し、全区新型偽造防止印章システムのソフトウェア開発・構築にあたらせた。「60 号文」の実施の過程において、内モンゴル自治区公安厅は各種の措置を講じ、各盟市の公安機関及び印鑑製造企業に対し、現在使用している公安部による検定に合格したシステムソフトウェアをアンインストールし、金豊社が開発したシステムソフトウェアをインストールするよう強制し、かつ印鑑製造企業に対し金豊社の印鑑製造設備及び暗号化電子チップを使用する硬質印材を購入するよう求めた。

国家市場監督管理総局は、内モンゴル自治区公安厅の上述の行為が印章治安管理情報システムのソフトウェア市場及び印鑑製造設備、印材市場の競争を排除・制限し、各盟市の公安機関及び印鑑製造企業の自由選択権を侵害し、人為的に企業の印鑑製造コストを増加させ、不当に印鑑価格をつり上げたと判断した。そして、当該行為は、独占禁止法第八条に規定する「行政機関、及び法律、法規によって授けられる公的業務の管理権限を有する組織は、行政権限を濫用し、競争を排除し、制限してはならない」に違反し、独占禁止法第三十二条に掲げる「組織又は個人に対し、その指定する事業者が提供する商品のみを経営、購買、利用するよう限定し、或いは間接的に限定する」行為、及び第三十七条に掲げる「競争を排除・制限する内容を含む規定を制定する」行為に該当すると認定した。また、国家市場監督管理総局は、内モンゴル自治区公安厅に対し、事件の根拠及び結論、及び関連是正案についてフィードバックを行った。その内容は以下のとおりである。

(ア)「60 号文」における競争の排除・制限に関する規定を廃止又は修正すること。

(イ)金豊社と締結した「新型偽造防止印章治安管理情報システム構築契約」を撤回すること。

(ウ)行政権の濫用、各盟市公安機関に対し金豊社のシステムソフトウェアをインストールし、既存のシステムソフトウェアをアンインストールするよう強制する行為、印鑑製造企業に対し金豊社から印材と印鑑製造設備を購入するよう強制する行為を差止めること。

そして、国家市場監督管理総局は、内モンゴル自治区政府に対して、公安庁における関連行為の是正を命じ、2018 年 7 月 10 日までに国家市場監督管理総局に関連する是正状況を報告するよう勧告した。

■ コメント²:

行政的独占は行政権を利用して自由競争を抑止するものであり、これは市場経済の原則及び公正競争の理念に反するものである。近年、中国は法律法規制度を継続的に整備し、行政的独占に対する調査・処罰を強化し、いくらかの成果を収めた。

(6) A.P.モラー・マースク、MSC、CMA CGM によるネットワークセンター設立に関する事業者結合禁止事件

事件時期:2013 年～2014 年

処理機関:商務部

事件類別:独占禁止行政法執行、水平的事業者結合

事件出所:商務部公告 2014 年第 46 号

■ 事件概要:

2014 年 6 月 17 日、商務部は、A.P. モラー・マースク、MSC 及び CMA CGM(以下、3 社をまとめて「取引当事者」という)のネットワークセンター設立に係る事業者結合の禁止に関する独占禁止審査決定公告(2014 年第 46 号)を公表し、当該事業者結合の禁止を決定した。審査期間において、商務部は、取引当事者に対し当該事業者結合が競争を排除・制限する恐れがあると指摘し、また上述した競争問題の解決方法について申告側と数回にわたり協議を行った。取引当事者はいくつかの救済策を提示したが、商務部は、取引当事者の提出した最終的な救済策は相応の法的根拠及び信憑性のある証拠を欠き、商務部の注視する競争問題を解決することができるものではないと判断し、当該事業者結合を禁止する決定を下した。

商務部は、関連する商品市場は国際定期コンテナ船輸送サービス市場であり、また関連地域市場はアジア-ヨーロッパ航路、太平洋横断航路及び大西洋横断航路であると認定した。中国の港湾に影響を及ぼすものであるため、商務部は、本取引がアジア-ヨーロッパ航路及び太平洋横断航路における競争に及ぼす影響に重点をおいて審査を行った。商務部が注視する競争問題には、緊密型共同経営の構成、市場コントロール能力、市場集中度、市場参入並びに消費者及びその他の経営者への影響等が含まれていた。競争評価を経て、商務部は、当該事業者結合が関連するアジア-ヨーロッパ航路の定期コンテ

² 本件は、中国政法大学競争法研究センターの公表した「三つの十大出来事・事件」の候補リストの外部から選出されたものであるため、「推薦意見」は存在しない。

ナ船輸送サービス市場における競争を排除・制限する影響を及ぼし、具体的な影響には、以下のようなものが含まれているとみなした。

(ア)本取引は取引当事者間において伝統的な散漫型海運コンソーシアムと本質的に区別される緊密型共同経営を形成するものであること

(イ)本取引はアジア-ヨーロッパ航路における輸送能力トップ 3 の競争者を集めることによって、取引当事者の市場コントロール能力を著しく高めるものであること

(ウ)本取引は市場における主要競争者の数を減少させることによって、関連市場の集中度を大幅に増加させるものであること

(エ)本取引は関連市場における主要競争者間の有効な競争を除去することによって、関連市場の参入障壁をさらに強化するものであること

(オ)本取引は荷主企業及び港湾等の関連経営者に価格交渉能力の低下等の不利な影響をもたらすものであること

■ 推薦意見:

本件は、世界トップ 3 のコンテナ海運企業の大規模提携に係る事件であり、アジア-ヨーロッパ航路、太平洋横断航路及び大西洋横断航路の複数の航路にかかわり、その影響範囲は極めて広い。また、2 例目となる商務部によって事業者結合が禁止された事件でもある。

(7) エスタゾラム医薬品独占協定事件

事件時期:2016 年

処理機関:国家発展改革委員会

事件類別:独占禁止行政法執行、水平的独占協定/商品価格の固定

事件出所:「国家発展改革委員会による法に基づいたエスタゾラム医薬品独占協定取り締まり事件」

(http://www.ndrc.gov.cn/xwzx/xwfb/201607/t20160728_812719.html)

■ 事件概要:

2014 年に低価格医薬品政策が施行されてから、華中薬業、山東信誼、常州四薬の 3 社は会議、面会、電話、ショートメール、電子メール等を通し、エスタゾラム医薬品原料市場において共同して取引を拒絶する独占協定を締結・実施し、エスタゾラム錠剤市場において商品価格を固定又は変更する独占協定を締結・実施した。2014 年 10 月以降、当事者が次々に外部への正常な商品供給を停止し、生産した医薬品原料を自己使用のみに充てたため、大部分の錠剤生産企業が医薬品原料の不足により生産停止を余儀なくされた。2014 年 12 月、3 社が販売するエスタゾラム錠剤の価格はすべて大幅に上昇し、かつ価格上昇のタイミングはほぼ完全に一致していた。2015 年以降、3 社のエスタゾラム錠剤の出荷価格は 1 錠当たり 0.1 人民元まで上昇した。

国家発展改革委員会は、(ア)上述の企業がエスタゾラム医薬品原料について共同で取引を拒絶する独占協定を締結・実施し、その他の錠剤生産企業をして重要な投入物の不足による市場退出を余儀なくさせ、錠剤市場の競争を著しく排除・制限し、(イ)上述の企業がエスタゾラム錠剤の価格を引き上げる独占協定を締結・実施し、2015 年以降のエスタゾラム錠剤の価格の大幅な上昇を直接引き起こし、広範な

患者の医薬品費用負担を増加させ、消費者の利益を損い、(ウ)3 社の行為は共同して取引を拒絶する、及び商品価格を固定又は変更する水平的独占協定であり、独占禁止法第十三条第一項の規定に違反すると判断した。

これに基づき、国家發展改革委員会は華中薬業、山東信誼、常州四薬の 3 社に対しそれぞれ前年度の売上高の 2.5%~7%の課徴金、合計 260 万人民币余りを納付するよう命じた。

■ 推薦意見:

本件は中国独占禁止法施行以来、法執行機関が協調行為に対し処罰を下した初の事件であり、また初めて法執行機関が行政処罰決定書において経済学的分析を取り入れた事件でもある。

(8) 中国電信、中国聯通によるブロードバンド業務に対し、価格独占の容疑がかけられた事件

事件時期:2011 年

処理機関:国家發展改革委員会

事件類別:独占禁止行政法執行、市場支配的地位の濫用、不当な高価格販売

事件出所:記載なし

■ 事件概要:

中央機関である工業情報化部の規定に従い、中国電信及び中国聯通の中核ネットワークへの投資を補償するため、運営会社間におけるネットワークの相互接続が実現し、ネットワーク上においてユーザーの通信データ量が発生する限り、その他の運営会社は、中国電信及び中国聯通に対し、単一方向決済を行わなければならないとされていた。しかし、実際には、中国電信は「黒白名單」(ブラックリストとホワイトリスト)を作成し、差別的な価格設定を行い、他の顧客が購入する際の価格を上回る価格で他のブロードバンドアクセス業者に対してネットワーク上での決済を実施することによって、競争相手のブロードバンドアクセスのコストを引き上げていた。中国電信が設定した価格と市場価格には最大で数倍から数十倍もの差が存在した。一部の運営会社は、比較的低価格で電信中核ネットワークにアクセスするため、「穿透流量」(中国電信からブロードバンドを購入し、自らは使用せずより立場の弱い運営会社に再販売する)という手段を用いざるを得なかった。後に中国電信によって「穿透流量」行為は禁止され、その他の運営会社は重大な損失を受けることになった。

2011 年 11 月 9 日、国家發展改革委員会は告発を受け、中国電信、中国聯通に対し独占禁止調査を開始し、当該両社によるインターネットアクセス市場における独占行為の容疑があることを明らかにした。2011 年 12 月 2 日、中国電信、中国聯通両社は、公式ウェブサイト上で同時に声明を発表し、相互接続及び価格に不公正な行為が存在することを認めるとともに、是正の誓約を行い、通信速度を向上させブロードバンド料金を引き下げる意向を示した。両社はこれを理由に国家發展改革委員会に独占禁止調査の中止申請を行ったが、国家發展改革委員会は独占禁止法の規定に従い審査を行っているとは表明した。

■ 推薦意見:

本件は、独占禁止法執行機関が電気通信業界に対し独占禁止調査を行った代表的な事件である。

(9) 中国移動集団内モンゴル有限公司に対し、市場支配的地位の濫用の容疑がかけられた事件

事件時期:2017 年

処理機関:内モンゴル自治区工商行政管理局

事件類別:独占禁止行政法執行、市場支配的地位の濫用

事件出所:競争法執行公告 2018 年 1 号

■ 事件概要:

2014 年 3 月、中央電視台「3・15 晚会」によって暴露された「月末に携帯電話の未使用分のデータ通信量がゼロになる」問題、及び内モンゴルの携帯電話利用者から苦情が寄せられた「月末に携帯電話の未使用分のインターネット接続データ通信量がゼロになる」問題をめぐり、内モンゴル自治区工商行政管理局は、内モンゴル電気通信業の携帯電話インターネット接続プラン業務の関連状況に対し初期調査を行い、2014 年 4 月 21 日に中国移動通信集団内モンゴル有限公司を市場支配的地位の濫用の容疑で立件し、調査を開始した。

調査の結果、2015 年 3 月 31 日に至るまで、当該会社には 15,577,584 のインターネット接続ユーザーが存在し、当該地域全域の総ユーザー数の 64.08%を占め、当該会社が携帯電話のインターネット接続サービスを提供する際、普通取引約款の制定、使用を通し、消費者の毎月の未使用分のプランデータ通信量を「月末にゼロに」していたことが判明した。

本件の調査の過程において、当該会社は、携帯電話インターネット接続プランが合理的でないことからインターネット接続プランのデータ通信量が「月末にゼロになる」という結果を招いていたことを認め、その行為が競争秩序に望ましくない影響を及ぼし、市場支配的地位の濫用の容疑があることを認識し、積極的に是正を行うとの意向を示した。その後それぞれ 2015 年、2017 年に、料金プランの自主選択の最適化、通信量の段階式単価料金モデルの拡大、料金プランの「データ通信量繰り越し」サービス新モデルの実施等の具体的措置を含む、是正措置の説明を提出し、消費者利益の保障を行う姿勢を見せた。これを受け、当局は検討の後調査の終了を決定した。

■ 推薦意見:

スマートフォン時代の到来によって、データ通信量は消費者にとって欠かすことのない消費財となった。工商機関が率先して調査、厳格な監督管理といった法執行活動を展開することは、通信業界において良好なコンプライアンスの模範及び制度基準の構築に大いに役立つ。中国移動通信集団内モンゴル有限公司が講じた是正の諸措置も良好な結果を収めており、同業者も大いに見習うべきである。

(10) メトロニック社価格独占事件

事件時期:2016 年

処理機関:国家発展改革委員会

事件類別:独占禁止行政法執行、垂直的独占協定/再販売価格の拘束/最低再販売価格の拘束

事件出所: 国家發展改革委員会行政処罰決定書[2016]8 号

■ 事件概要:

2016 年 12 月、メドトロニック社は価格独占の容疑で国家發展改革委員会の調査を受けた。調査を経て、メドトロニック社は中国国内市場において再販売方式で医療機器製品を販売しており、その取引相手にはプラットフォーム業者及び一級販売取次店が含まれていること、少なくとも 2014 年から、メドトロニック社は販売契約、メールによる通知、口頭での協議等を通し、取引相手と独占協定を締結し、関係医療機器製品の再販売価格、入札価格及び病院への最低販売価格を限定し、かつ各代理販売段階における製品価格表の制定・配布、内部評価、販売取次店による低価格での落札の取消等の措置を通し価格独占協定を実施していること、またメドトロニック社は販売対象及び販売地域に対し垂直的な制限を加える、競争関係にあるブランド製品の代理販売を制限する等の措置を講じ、垂直的価格独占協定の実施効果を強化していたことが判明した。

国家發展改革委員会は、メドトロニック社とその取引相手は、本件関係製品の第三者への再販売価格を拘束し、本件関係製品の第三者への最低再販売価格を拘束する価格協定を締結・実施しており、独占禁止法第十四条第一号、第二号の規定に違反し、かつ独占禁止法第十五条に規定する適用除外の状況及び条件に該当しないと判断し、法に基づき、メドトロニック社に直ちに価格独占協定の実施を差止めよう命じ、さらに同社に対し 2015 年度の本件関係製品の売上高の 4%、合計 1.1852 億人民元の課徴金の納付を命じた。

■ 推薦意見:

当該事件は中国独占禁止法施行以来、医療機器分野で発生した初めての独占禁止に係る事件である。

2. 国務院独占禁止委員会が公表した「影響力のある独占禁止法執行事件」

上記Iの 1 で述べたとおり、国務院独占禁止委員会は「影響力のある独占禁止法執行事件」を 10 件公表したが、上記中国政法大学競争法研究センターと法制網が共同で公表した「十大独占禁止行政法執行事件」と比較すると、そのうちの 4 件、即ち、クアルコム社による市場支配的地位の濫用事件、テトラパック社による市場支配的地位の濫用事件、A.P.モラー・マースク、MSC、CMA CGM によるネットワークセンター設立に関する禁止事件、米コカ・コーラ社による中国国内における中国匯源果汁集团有限公司の買収事件が重複している。そこで、以下は、その余りの 6 件を解説する。

(1) ダウ・ケミカル社とデュポン社による合併に関する条件付き認可事件

事件時期: 2017 年
処理機関: 商務部
事件類別: 独占禁止行政法執行、水平的事業者結合
事件出所: 商務部公告[2017]第 25 号

■ 事件概要:

The Dow Chemical Company(以下、「ダウ・ケミカル社」という)は、米国の総合化学品メーカーであり、主にプラスチック、化学品、農業科学、エネルギー製品の研究開発、生産及び販売業務を行っている。

一方、Du Pont(以下、「デュポン社」という)は、米国の科学研究を中心とする会社であり、主に農業化学用品、食品用機能素材等の研究開発、生産及び販売業務を行っている。2015年12月11日、ダウ・ケミカル社とデュポン社は、協定を締結し、両社が「対等合併」の方式で合併し、名称を「ダウ・デュポン」に変更すると発表した。

2016年3月21日、商務部は本件事業者結合の独占禁止申告を受け、2017年4月29日に本件事業者結合を条件付きで認可すると決定した。商務部は、独占禁止法第二十七条の規定に基づき、関連市場の市場集中度、結合に参加する事業者の関連市場における市場シェア及び市場のコントロール能力、市場参入及び技術発展への影響、消費者とその他の関連事業者への影響等の側面から、本件事業者結合が市場競争に及ぼす影響を深く分析した。さらに、商務部は、本件事業者結合が中国の水稲用選択性除草剤市場、水稲用殺虫剤市場において競争を排除・制限する効果を有する可能性があり、世界の酸共重合体市場、アイオノマー市場において競争を排除・制限する効果を有すると認定した。

■ コメント:

本件合併は、世界の農芸化学業界における史上最大の M&A であり、かかる取引金額は 1,300 億ドルに達し、世界の農芸化学市場の構造に影響を及ぼした。取引の両当事者は、世界 24 ヶ国・地域において同様の申告を行った。

(2) 「新居配」の建設における 12 の省の関連政府部門の行政権力濫用による競争の排除・制限事件

事件時期: 2016 年～2017 年

処理機関: 国家発展改革委員会

事件類別: 独占禁止行政法執行、行政的独占

事件出所: 国家発展改革委員会による「広西及び青海による『新居配』における競争の排除・制限行為の是正」公告

■ 事件概要:

2016年12月29日、国家発展改革委員会は、新設の住宅団地(中国語「居民小区」)の給電・配電設備(以下、「新居配」という)の「統一料金徴収、統一建設」管理を実施した12の省のうち、10の省級人民政府部門が関連政策を是正したと発表した。

この発表の後、広西、青海の両省(区)は関係業務を強化し、関連の管理措置を廃止し、又は関連する料金徴収政策の実施を暫定的に中止することを相次いで決定した。2017年1月23日、広西チワン族自治区人民政府は、第89回常務会議を開催し、「広西チワン族自治区の新設の住宅団地における給電・配電設備の建設及び維持の管理措置」の廃止を決定した。青海省発展改革委員会は、現行の付随料金政策の実施を中止し、「青海省都市部における新築家屋の配電工事付随料金の管理に係る暫定措置」を廃止し、1月24日より家屋開発・建設業者からの配電工事付随料金の徴収を暫定的に中止することを決定した。

本件の端緒となったのは、国家発展改革委員会に相応の苦情が寄せられ、中国12の省、自治区又は直轄市の行政部門が、新設の住宅団地の付随施設について、指定される電力供給部門、又は電力供給部門が指定する付随部門により相応の電源設備の建設を行うよう求めており、最終的に住民が購入した不動産の建築面積に応じて料金を徴収していることが明らかとなったことである。上述の行為は、独占禁止法第三十二条の規定に違反する、政府行政部門又は授權された組織が行政権を濫用し競争を排除・制限する典型的な違法行為である。

■ コメント:

計算によると、12 の省における平均施設建設料金が引き下げられたことで、関連不動産企業は 1 年あたり 53.33 億人民元のコスト削減が可能になったという。本件は膨大な数の消費者に、幅広い影響を及ぼした。

(3) 日系企業 12 社による自動車部品の水平的価格独占協定事件

事件時期:2014 年

処理機関:国家發展改革委員会

事件類別:独占禁止行政法執行、水平的独占協定

事件出所:国家發展改革委員会行政処罰決定書[2014]2 号-13 号

■ 事件概要:

2000 年 1 月から 2010 年 2 月にかけて、日立、電装、愛三、三菱電機、ミツバ、矢崎、古河、住友の自動車部品製造企業 8 社は頻繁に 2 者又は多者の会談を行い、価格について相互に協議し、複数回にわたり見積もりに関する協定を締結・実施した。また、2000 年から 2011 年 6 月にかけて、不二越、精工、ジェイテクト、NTN のベアリング製造企業 4 社は、相互に値上げについての情報を交換し、中国国内においてベアリングを販売する際に、値上げを行なった。

その後、国家發展改革委員会が法律に基づき調査を行い、2014 年に、上記 12 社を合計 12.354 億人民元の過料に処すことを最終的に決定した。国家發展改革委員会は、自動車部品製造企業 8 社とベアリング製造企業 4 社は、自動車部品、ベアリングの価格独占協定を締結・実施した容疑があり、中国独占禁止法の規定に違反し、市場競争を排除・制限し、中国自動車部品及び完成車、ベアリングの価格に不当な影響を与え、川下の製造企業の合法的な利益と中国消費者の利益を損害したと認定した。

■ コメント:

本件は、初となる独占禁止法により国際カルテルが取り締まられた事件であり、同時に初となる水平的独占事件においてリニエンスー (leniency) 制度が適用された事件である。

(4) 安徽省信雅達等の暗証番号入力機器企業 3 社による独占協定事件

事件時期:2016 年

処理機関:国家工商行政管理総局、安徽省工商行政管理局

事件類別:独占禁止行政法執行、水平的独占協定/販売市場の分割

事件出所:競争法執行公告 2016 年第 9 号、皖工商公処字[2016]1 号-3 号

■ 事件概要:

2016 年 9 月 18 日、安徽省工商局は、信雅達、北京兆日科技及び上海海基高科技の 3 社による独占協定の締結、販売市場の分割行為に対し、行政処罰決定を下した。安徽省工商局は、上記 3 社が水平的競争関係にある独立法人であり、直接書面による協定を締結してはいないものの、実際の経営活動において、人民銀行合肥中心支店が開催した会議に共同で参加し、意思疎通を行っていたと認定した。そして、3 社による、商品を重複供給せず、分配案により分配された対象にのみ販売を行うよう統一して手配を行った行為、統一して販売価格を固定・調整した行為、統一して代理費用の支払い・取消しを行った行為、マスコミによるマイナス報道に対し、共同で宣伝活動を展開して対応し、更に関連費用を共同で負担した行為等が、競争を排除・制限する効果を有すると認定した。2016 年 11 月 4 日、国家工商行政管理総局は、本件の行政処罰決定書を公表した。

■ コメント:

本件は、工商行政管理機関によって、協調行為を理由として取り締まりが行われた初の独占協定事件であり、今後の協調行為の認定において大いに参考とする価値がある。

(5) 上海港、天津港、大連港等のターミナル会社による市場支配的地位の濫用事件

2017 年 4 月より、国家発展改革委員会は、全国範囲で複数のターミナル会社(その大部分は国有企業である)に対して、市場支配的地位の濫用の容疑で独占禁止調査を行った。これを受けて、当該調査をまだ受けていなかった多数のターミナル会社も、自ら是正を行った。但し、これらの調査の詳細な結果は、いまだ公表されていない。

なお、今年 6 月から 7 月にかけて、新たに設立された国家市場監督管理総局は、貨物検数・曳船等の分野における水平的独占協定に対して、6 件の行政処罰決定を下した。

(6) 重慶青陽薬業有限公司の市場支配的地位の濫用による取引拒絶事件

事件時期:2015 年

処理機関: 国家工商行政管理総局、重慶市工商行政管理局

事件類別: 独占禁止行政法執行、市場支配的地位の濫用/取引拒絶

事件出所: 競争法執行公告 2015 年第 12 号、渝工商經処字[2015]15 号

■ 事件概要:

重慶青陽薬業有限公司(以下、「重慶青陽社」という)は、アロプリノール医薬品原料とアロプリノール製剤を生産・販売する製薬会社である。2013 年 10 月から 2014 年 3 月にかけて、重慶青陽社は、湘百合会社と独占的代理契約・全国販売協定を締結したにもかかわらず、湘百合会社にアロプリノール医薬品原料を販売せず、また国内のいかなる他の顧客にもアロプリノール医薬品原料を販売しなかった。この期間中、湘百合公司及び国内のその他複数のアロプリノール製剤生産会社は、電話・書簡等の方式を通じ、重慶青陽社に対してアロプリノール医薬品原料の販売を請求したが、すべて拒絶された。2014 年 4 月、重慶青陽社はアロプリノール医薬品原料の市場への販売を再開した。重慶青陽社がアロプリノール医薬品原料の市場への販売を拒絶していた期間は半年にも及んだことになる。

法律責任の拡大を回避するため、重慶青陽社は、重慶市工商局に対して自社の経営活動が違法であるか否かの確認を求め、これを受け、重慶市工商局は、関連調査を行った。2015 年 10 月 28 日、重慶市工商局は、処罰決定書を公表した。重慶市工商局は、重慶青陽社がそのアロプリノール医薬品原料市場における支配的地位を利用して、2013 年 10 月から 2014 年 3 月にかけてアロプリノール医薬品原料の需要者に対して取引拒絶行為を実施したことが、独占禁止法第十七条一項三号に定める「市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、取引相手方との取引の実施を拒絶するという市場支配的地位を濫用する行為を行うことを禁止する。」に違反し、市場支配的地位の濫用による取引拒絶行為に該当すると認定した。2015 年 12 月 22 日、国家工商行政管理総局は、本件の行政処罰決定書を公表した。

■ コメント:

本件は、初の市場支配的地位の濫用による取引拒絶行為に関する独占禁止法執行事件である。



当所と昊理文法律事務所の統合に関するお知らせ

去る 2018 年 8 月 24 日、環球法律事務所と昊理文法律事務所（以下、「昊理文」と言います）は、業務統合を共同で発表いたしました。2018 年 9 月 1 日より、昊理文の業務は段階的に当所に組み込まれ、業務展開も環球法律事務所の名義で行われるようになる予定です。同時に、昊理文の弁護士も当所の北京オフィス、上海オフィスの配属となります。

昊理文は 2003 年に設立された上海の有名な渉外法律事務所であり、北京に支所を有しています。設立当初よりハイエンド市場を主軸に、多数の多国籍クライアントにサービスを提供してまいりました。コーポレート、紛争解決等の業務を取り扱うとともに、税関及び貿易コンプライアンス分野では、中国法律市場において最もクライアントの信頼を集めるトップレベルの法律事務所の一つに数えられております。

弊職らは、今回の統合が、当所の掲げる「ワンストップ・全方位サービス」の業務理念の実現をより一層確固たるものにし、中国国内外のクライアント様により高品質なサービスを提供することに繋がるものであると信じております。特に貿易コンプライアンス及び税関業務においては、日系企業様を含めたクライアントの皆様により高品質なサービスをご提供できるものと考えております。

本月報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口(日本語対応可能)までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6601
liushujun@glo.com.cn



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6609
baorongzhen@glo.com.cn

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しておりますので、ご興味ございましたら、GLO-JP@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸いです。

本月報の著作権、及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。